

SHIGA GUARANTEE  
REPORT  
2022

滋賀県信用保証協会レポート



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



# CONTENTS

◆◆ ごあいさつ .....	2
◆◆ <b>滋賀県信用保証協会の概要</b> .....	3
◆◆ <b>経営計画・事業計画</b> .....	5
令和4年度経営計画 第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)	
◆◆ <b>令和3年度の主な取り組み</b> .....	8
創業支援 経営支援・再生支援 令和3年度の主な活動 SDGsアクションプラン サステナビリティレポート	
◆◆ <b>信用保証の概要</b> .....	17
信用保証制度のしくみ 信用保険制度のしくみ ご利用いただける方 信用保証料 主な保証制度 責任共有制度のしくみ	
◆◆ <b>コンプライアンス</b> .....	24
コンプライアンス態勢 個人情報保護宣言 反社会的勢力等の排除	
◆◆ <b>組織体制</b> .....	28
役員名簿 組織機構図 事務所のご案内	
◆◆ <b>令和3年度業務実績</b> .....	31
主要数値の推移 各種保証状況(金融機関群別、制度別、業種別) 市町別保証利用企業者数 収支計算書 貸借対照表	

## ごあいさつ

理事長 西嶋 栄治



当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務内容や事業計画、決算等を掲載したディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2022」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取り組みについて、ご理解を深めていただければありがたく存じます。

さて、県内の景気動向は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くものの、一部では個人消費や生産活動は回復しつつあり、雇用情勢についても持ち直しつつあります。一方で、米中対立やウクライナ危機などによるエネルギー価格や物価の高騰、さらには物資等の安定供給が滞るサプライチェーンの問題などが世界経済の先行き不透明感を助長させており、県内景気回復への懸念材料として引き続き注視していく必要があります。

こうした中、令和3年度当協会では金融機関や中小企業支援機関との連携を一層図りながら、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や経営支援に取り組んでまいりました。金融支援では、「伴走支援型特別保証」を活用するとともに、金融機関との協調融資制度「アシストライン」を活用し、金融機関と連携した資金繰り支援に力を入れてまいりました。経営支援では、外部専門家派遣等を通じた経営改善支援、事業計画の策定支援、計画策定後のフォローアップ等、金融機関や支援機関と連携して企業に寄り添った継続的な支援に取り組んでまいりました。

さらに、SDGs達成への新たな取り組みとして、滋賀県の「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」に賛同するとともに一般社団法人滋賀県造林公社との間で「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定を締結しました。これから中小企業・小規模事業者の皆さまと一緒にCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けて取り組んでまいります。

また、令和4年4月からは2点の新たな取り組みを開始しています。1点目は、保証部内に「経営相談チーム」を創設しました。先行きの不透明な情勢が続く中、中小企業・小規模事業者の資金繰り悪化に対して早い段階で企業にアプローチし、きめ細かい金融支援・経営支援に取り組んでまいります。

2点目は、当協会のデジタル化を進めるべく、デジタル推進本部を立ち上げました。国の進めるデジタル推進の大きな流れに乗り遅れることなく、協会自らのデジタル化の加速化、中小企業・小規模事業者のDX推進を保証の面から支援する方策の検討、さらにはデジタルリテラシーを持つ人材の育成等に協会一丸となって取り組んでまいります。

今後も、金融機関をはじめとした関係機関の皆さまと連携し、中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添った支援に努めるとともに、信用保証協会に求められる役割を十分に果たし、持続可能な地域経済の発展に貢献してまいりますので、皆さまには引き続き、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

# ◆◆ 滋賀県信用保証協会の概要

## プロフィール

(令和4年3月31日現在)

名 称	滋賀県信用保証協会
設 立	昭和24年4月14日
基 本 財 産	264億円
保証利用企業者数	17,325企業
保証債務残高	4,523億円
事 業 所	大津市打出浜2番1号
役 職 員 数	常勤役員5名 職員63名

## あゆみ

昭和24年 4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始 所在地 大津市坂本町(滋賀県繊維品商業協同組合連合会内)
昭和24年 5月	事務所移転 大津市橋本町(滋賀銀行別館信託部内)
昭和25年 4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年 5月	事務所移転 大津市橋本町(日本勧業銀行大津支店内)
昭和28年 8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年 6月	事務所移転 大津市東浦(滋賀会館4階)
昭和29年 8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
昭和36年 4月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の25倍
昭和36年10月	事務所移転 大津市東浦(滋賀合同ビル2階) (昭和40年7月 住居表示変更大津市京町四丁目3番38号)
昭和39年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の33.3倍
昭和49年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の43.3倍
昭和52年 2月	事務所新築移転 大津市におの浜三丁目1番37号
平成 元年 7月	保証債務残高1,000億円達成
平成 9年 10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年 1月	保証債務残高3,000億円達成
平成13年 4月	保証協会債権回収(サービサー) 営業開始
平成16年 1月	ISO14001認証取得
平成16年 9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年 4月	保証料率の弾力化
平成18年 6月	関連会社『株式会社滋賀県ギャランティーサービス』の設立
平成19年10月	責任共有制度導入
平成22年 4月	当協会独自の環境マネジメントシステム実施
平成23年 7月	コンピュータ共同システム(COMMONシステム)に加入
平成30年 4月	信用保証制度の見直し
平成31年 4月	当協会創立70周年
令和 元年10月	滋賀県信用保証協会SDGs宣言
令和 2年 9月	保証債務残高4,000億円達成



## 経営理念

### (中小企業経営の安定化)

1. 滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

### (健全経営の確立)

2. 滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

### (公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献)

3. 滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

## ロゴマーク



カイツブリ(県鳥)の頭と羽でSを描き、小文字のcgc (Shiga Credit Guarantee Corporation)で湖畔の波紋を表現しています。

「カイツブリが前へ前へと進んでいるようなイメージ」で、県内の中小企業・小規模事業者の安定と発展を滋賀県信用保証協会がサポートする姿を表現しています。

配色は黄色＝太陽の光、青＝琵琶湖、緑＝木々をイメージしています。

# ◆◆◆ 経営計画・事業計画

## 令和4年度経営計画

### 業務運営方針

新型コロナ発生から2年経過してもなお感染状況は一進一退を繰り返し、その都度中小企業者は翻弄されてきました。またウクライナ情勢を受け原油・原材料高が経済を下押しする懸念があり、先行き不透明感が払拭されない状況が続いています。

これまで、政策保証等による踏み込んだ資金提供や、各種の補助金・給付金といった公的な援助に加え、融資における返済の多くが元金据置になっていたこともあって、倒産や代位弁済は低水準で推移してきましたが、今後据置期間が順次終了する中で急速な資金繰り悪化による返済不履行の増加が懸念されます。また、一企業当たりの保証債務残高が増大しており、業績の回復が遅れた場合に過剰債務に陥る恐れもあります。

こうした危機的な事態に万全を期すために、保証部門の経営支援を拡大し、早い段階で顧客の抱える課題の把握と経営相談を実施する態勢を整えます。また、外部専門家の派遣による経営診断や経営改善計画の策定をすすめるプッシュ型の伴走支援、抜本再生が必要な先に対する県中小企業活性化協議会等の再生スキームを活用した事業再建を進めます。

代位弁済にいたった企業であっても、再生の可能性を見極め、正常化に向けた方策を検討します。またやむを得ず事業継続を断念した企業に個人保証を提供している経営者から保証債務整理の申し出を受けた場合はガイドラインに基づき、誠実に対応することで生活再建も含めたリスタートを応援します。

一方で、コロナ禍はニューノーマル(新常态)という価値観の変化をもたらしました。こうした時代に即したスタートアップ企業の創出を支えるとともに、社会課題を解決しようとする新しい産業分野への挑戦をSDGs関連保証等で応援します。なかでも、デジタル技術の活用は今後一層加速することが確実視されることから、保証先のDX化に対して必要な保証支援や提案力の強化に取り組むのと同時に、当協会の業務のデジタル化を推進するために必要な組織体制と環境を整備いたします。

また、脱炭素社会実現のために県造林公社と提携したスキームを活かし、CO<sub>2</sub>ネットゼロへの貢献といった社会的要請にも応えるように努めます。

令和4年度は、保証債務残高が暫時減少し保証承諾も落ち着いた動きになることが予想されますが、県内中小企業者の実情に寄り添う取り組みを強化することで、地域社会に必要とされる組織を目指します。

### 保証部門

#### (1) 中小企業者に対する保証支援

新型コロナウイルス感染症の収束が長期化している状況により業種によっては、さらなる資金繰り悪化が懸念されるため、実態把握を行い、迅速で適時性のある資金繰り支援を進めます。

#### (2) 経営相談の強化

既に取り組んでいるモニタリング報告等を活用した訪問・相談において、コロナ関連保証の返済据置終了先等を対象に先手を打った経営支援を行います。また、訪問先の内容によってアフターフォローにも取り組みます。

創業者に対しては、創業前の計画策定に対する丁寧なアドバイスを行うとともに創業後のフォローアップ訪問を強化し、金融機関や中小企業支援機関と連携してきめ細かく取り組みます。

#### (3) 関係機関との連携強化

ポストコロナ対応として金融機関と協調し帯同での企業訪問により、適切な期中管理・経営支援を行います。

また、中小企業支援機関との情報交換や相談体制を強化し、専門家派遣や事業承継相談窓口の活用等により支援の充実を図ります。

#### (4) 顧客サービスの充実

利用しやすい信用保証を目指し、徴求する書類の押印取入れ廃止等の実務の見直しや信用保証業務の電子化への対応など、利便性の向上に取り組みます。

#### (5) 地域経済の持続的発展への貢献

信用保証を通じたSDGsの普及やカーボンニュートラル支援に積極的に取り組みます。

また、「経営者保証非徴求保証」については、「経営者保証を不要とする取扱い」マニュアルに則り保証時において適切に取り扱うとともに、事業承継時においては「事業承継特別保証制度」等を活用して積極的に対応します。

### 経営支援部門

#### (1) 経営支援の強化

企業訪問や面談、モニタリング報告等により、中小企業者それぞれの経営課題を積極的に把握し、課題解決に

向け継続的に伴走支援を実施します。課題解決にあたっては、当協会の外部専門家派遣事業を効果的に活用するとともに、関係機関との連携、各機関の支援ツールの活用等も組み合わせ、個々の実情に応じた支援を実施します。経営支援の取り組みについては、「経営支援強化会議」において、全部署間での情報共有を図り、連携した企業支援を実施していきます。

経営支援の取り組みについての効果を検証するため、経営支援実施先のデータの蓄積を継続し、効果検証の仕組みづくりを進めていきます。

#### (2) 持続可能な企業経営につながる支援

経営改善計画の策定支援やデジタル化・IT活用支援等を進め、SDGsの視点もあわせて中小企業者の持続的発展に向けた支援を行うとともに、経営サポート会議の開催等により、中小企業者の実情に応じた資金繰り改善支援、返済の正常化支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により業況が悪化する中、再生計画に従って事業再生を行う中小企業者に対しては、「経営改善サポート保証(感染症対応型)」等を活用した支援を進め、事業再生の着実な進捗を後押しします。

事業承継について、経営者に対するヒアリングシートを用いた事業承継診断の実施や事業承継に向けた改善提案等、関係機関とも連携した支援を進めていきます。

#### (3) 関係機関との連携強化

経営支援、再生支援を着実に進めるため、金融機関本部の担当部門を定期的に訪問し、意見交換や情報交換を行うとともに、金融機関各営業店とはバンクミーティングへの参加等により中小企業者の業況把握や支援方針の共有を図るなど連携した支援を進めます。

「滋賀県再生支援連絡会議」を開催し、中小企業支援ネットワークの各機関と中小企業者支援についての情報共有や目線合わせを行い、中小企業者の経営課題解決のため連携体制の強化に努めます。

滋賀県中小企業活性化協議会と定期的に連絡会議を開催し、連携強化を進め再生支援や抜本的な支援に取り組みます。

中小企業者の円滑な事業承継や事業引継ぎを支援するため、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、

個別相談会の開催等効果的な取り組みを実施します。

## 期中管理部門

### (1) 効率的な期中管理の徹底

事故報告受付前の初期延滞先および事故報告受付先について、「担当者別延滞リスト」を活用した一元管理を行い、必要に応じて金融機関へのヒアリングや企業訪問等による実態把握を実施します。

一方、金融調整が困難な中小企業者・廃業先に対しては、個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことで顧客の負担軽減等を図り、生活再建を考慮した支援に努めます。

また、事故報告受付や代位弁済の増加が懸念されることから、調整事務の見直しや、必要とされる専門知識の向上による担当者のレベルアップを進め期中管理体制の効率化を図ります。

### (2) 効果的な期中支援の強化

事業継続先については、金融機関と連携し必要に応じて金融機関へのヒアリングや実態把握のための訪問等を行い、事業継続の可能性を早期に見極め、新型コロナウイルス感染症の影響から更に経営悪化する中小企業者への丁寧かつ柔軟な対応に努め、資金繰りの安定化および事業再生・事業転換支援等、中小企業者の課題解決に向けて適切で効果的な経営改善の提案や事業再構築に向けて伴走型の支援を行います。

## 回収部門

### (1) 効果的・効率的な回収促進

代位弁済から時間が経過するにつれ回収率が低下する傾向に加えて、新型コロナウイルスの影響の長期化による代位弁済増加も踏まえて、期中管理部門との連携を一層強化し、面談、現地訪問等による初動対応に努め、回収方針決定のうえ、回収の促進を図ります。

損害金減免を活用した一括弁済要請や、預貯金等の情報取得手続きの申立を活用した預金差押え、その他法的措置を活用した効果的な回収促進に努めます。

一方、回収見込みのない求償権については、適正かつ積極的な管理事務停止、求償権整理の実施を進め、管理コストを考慮した債権管理に努めます。

長期間経過後の求償権や相続人調査を要する案件については、保証協会サービサーを活用し、現地訪問等による実態把握を強化した求償権の管理・回収に努めます。

また、サービサー担当者の管理回収事例を共有して管理回収担当者の現場力向上に向けた人材育成を行います。あわせて従来の各種研修への参加はもとより、弁護士を講師とする法務に関する勉強会の開催や、定例会議での回収事例等に関する情報共有を活用し、担当者の知識向上を図ります。

### (2) 再チャレンジ支援の推進

期中管理部門と連携し、条件変更を繰り返している中小企業者に対して代位弁済後の事業再建の提案や生活再建の提案を行います。

事業を継続しており、生産性向上等の経営改善に取り組む事業者に対しては、必要に応じて、専門家派遣を推進します。

また、再チャレンジの視点から事業再生の可能性があるかと判断した場合は、経営支援部門と連携を図り、「求償権消滅保証」への取り組みを推進します。

一方で倒産時の対応として代位弁済先の経営者から「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合、適切に対応します。

また、定期弁済を継続しているものの、完済の見込みがない求償権保証人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

## その他間接部門

### (1) 経営基盤の強化

収支状況の把握や厳正な予算編成と管理の徹底により、

財務の健全性維持を図るとともに、安定収益を意識した支払準備資産の運用に取り組み、将来に亘り安定した経営基盤の確立に努めます。

### (2) デジタル化への対応

協会役職員が一丸となってデジタル化を進めるため、「デジタル推進本部」を立ち上げ、業務のデジタル化、組織体制の整備、人材育成など協会全般にわたった推進計画を早急に策定し取り組みを加速させます。

併せて、従来から進めてきた保証申込書類のデジタル化、危機時における事業継続計画の環境整備に取り組みます。

### (3) 生産性向上への取り組み

デジタル技術を最大限に活用し、業務の効率化、働き方改革への対応・健康経営の推進など、生産性の向上への取り組みをするとともに、多様化する顧客等のニーズに的確に対応していくため信用保証検定の活用、内部研修、外部研修や各種セミナーへの参加等、研修体制を充実させ職員の能力向上を図ります。さらに、専門的な知識の習得のため中小企業診断士等の資格取得を推奨し、自己啓発の促進に努めます。

### (4) コンプライアンス態勢の充実・強化

公的機関として、時代と共に変化する社会の要請を踏まえて、信頼される組織を確立していくために、コンプライアンス態勢の充実・強化、反社会的勢力等の排除への対応、人権教育の推進等、常日頃から啓発活動に取り組み、役職員の意識向上に努めます。

### (5) 情報の分析と活用

伴走支援型特別保証を利用した企業に対し金融機関が行ったフォローアップに当協会も協調して経営支援を実施できるよう金融機関との報告書のやりとりを円滑にし、現業部門にも情報共有を行います。

また、保証内容の分析やアンケート結果を踏まえ、中小企業者の現状やニーズを把握し、保証制度の創設や見直し・セミナーの開催等に取り組みます。

### (6) SDGs 達成への取り組み

令和3年11月、滋賀県造林公社との間で締結した「びわ湖カーボンクレジット」パートナーシップ協定にもとづき、県制度融資「政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠)」を推進し、中小企業者が環境に配慮した設備に刷新して、なお発生するCO<sub>2</sub>を当協会が取得したクレジットでオフセットすることで、導入時ネットゼロに貢献します。

また、本業での取り組みはもとより、県下の中小企業者に向けたSDGs活用セミナーの開催や、エシカル消費の推進やCSR活動の実施、SDGs債への投資など当協会自らもSDGs達成に向けた取り組みを行います。

このほか年度経営計画の中から、とりわけ社会的課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランとして策定し、各部門における1年間のトライアルを推進します。

### (7) 広報活動の充実

SNSを活用した中小企業者や関係機関に対するタイムリーな情報提供により、適時効果的な情報発信を行うとともに、当協会のSDGsに係る取り組みを発信するなど認知度の向上に向けた広報活動を行います。

## 保証承諾の見通し

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	700億円	97.2%
保証債務残高	4,220億円	97.7%
代位弁済	60億円	100.0%
回収	9億円	100.0%

# ◆◆ 第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

## 業務運営方針

金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者に対し引き続き、資金繰り支援を行うことで経営の安定を図るとともに、個社ごとの経営改善・再生支援の方策を探り、早期の経営改善を促します。加えて、デジタル化など生産性向上につながる提案力を発揮し、SDGsなども意識したポストコロナの新常態に適応できる力強い企業経営に導きます。また、企業のライフステージにおける課題解決に共に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から5年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

### (1) 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

コロナ禍における経済情勢を鑑み、各種保証制度を活用し、中小企業者が円滑に資金を調達できるように、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たしながら、金融機関や中小企業支援機関と連携を密にし、金融支援や経営支援に取り組めます。

また、県・市町や中小企業支援機関とも連携し、創業者支援、事業承継支援やSDGsの普及にも積極的に取り組めます。

加えて、利用しやすい信用保証を目指して、手続きの簡素化・合理化を図るとともに、信用保証業務の電子化に取り組めます。

### (2) 経営支援、再生支援の強化

県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況に陥っていることから、企業訪問や面談、状況に応じてオンラインツールも活用し、実態把握、経営課題の把握に努め、企業に寄り添いながらSDGsなども意識した持続可能な企業経営につながる経営改善支援、再生支援に取り組めます。

特に、条件変更を行っている先で新型コロナウイルス関連の保証を利用し、借入金が増加した企業については、金融機関との連携を密にし、当協会の経営支援メニュー等を最大限活用した支援を進めるとともに、当協会が主導的に支援をしていくことが必要な先については、「経営支援強化会議」において、全部署間での情報共有、連携を図りながら、一歩踏み込んだきめ細かな個別支援を行います。

また、抜本的な事業再生支援、後継者等への事業の引継ぎのための事業承継支援、廃業支援についても関係機関と連携・協力し積極的に対応していきます。

あわせて、中小企業者に対する当協会の経営支援の取り組みについて、その効果を検証していく仕組みを構築していきます。

### (3) 期中支援の充実・強化

新型コロナウイルス感染症に起因する日本経済へ

の深刻な影響により、中小企業者の経営環境も依然として厳しい中、更に中小企業者に対する適切な期中支援が求められており、初期延滞の段階から金融機関と連携して実態把握に努め、効果的な期中支援策を講じる必要があります。このため、事業継続が可能な中小企業者に対しては、経営改善のために経営課題等の解決に向けた外部専門家派遣の実施や、既存保証の借換による金融の正常化を目指します。

また、金融調整が困難な中小企業者・廃業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで債務整理による再チャレンジへの支援にも引き続き取り組めます。

### (4) 効果的・効率的な回収促進と再チャレンジ支援

回収環境は今後も厳しい状況が続くことが予想され、また新型コロナウイルス感染症による影響度合いにも注視していく必要があります。

「回収部門における基本ポリシー」を意識しながら、管理コストを考慮した回収スタンスや効率性を重視した管理・回収業務に努めます。

求償権関係人の事業再建による雇用確保を始めとする地域の経済成長や生活再建に寄与できるよう努めます。

### (5) 持続可能な社会の実現に向けた取り組みの推進

持続可能な社会の実現に向け、当協会は令和元年10月、SDGs宣言を行い、年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランとして策定し、各部門におけるトライアルを推進しています。また、年2回、SDGsマネジメントシステム会議にて、SDGsの普及や達成に向けた取り組みの検証を行っています。

コロナ禍から今後、保証協会業務の電子化が進むことから、インターネット環境の整備、アナログ的な業務からデジタル化へと業務形態を見直すことで、ペーパーレスや業務の効率化に繋げ、組織全体の活性化、生産性の向上に取り組む本業支援の充実に努めます。



# \*◆\* 創業支援

## フォローアップ面談の実施

創業関連保証をご利用いただいた方に、創業計画の進捗状況の確認や資金繰り等のお悩みをお聞きするために、当協会担当者によるフォローアップ面談を実施しました。

【令和3年度フォローアップ面談数】86先

## 創業セミナーへの講師派遣

大津商工会議所主催のセミナーに、当協会職員を講師として派遣しました。同セミナーでは、信用保証協会の概要をはじめ、当協会で行っている保証制度や創業支援の取り組み等を紹介しました。



【大津地域 創業塾】  
(令和3年12月4日開催)

## 創業支援強化事業による専門家派遣

当協会をご利用いただいている創業期のお客様の事業所に中小企業診断士を派遣し、経営上の問題(経営・財務・人材育成等)に関する助言を行う専門家派遣を実施しました。

【令和3年度実績】 創業支援コース:8企業  
創業フォローアップコース:1企業

## 当協会発行の広報誌への掲載

### 「アナタのお店を紹介します！」

創業資金をご利用いただいたお客様のお店を紹介する取り組みとして、お店のPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」に掲載しています。令和3年度は、32事業者の方を掲載させていただきました。



## 創業相談窓口の設置

当協会では、創業をお考えの方や創業間もない方向けに「創業相談窓口」と「出張相談窓口」を設置しています。

### 創業相談窓口

創業に係る相談全般を承ります。

創業支援室 担当：創業支援担当者

◇受付時間(土・日・祝日を除く)

9:00~12:00/13:00~17:00

※当協会では、「女性のための創業相談窓口」も開設しています。女性担当者が相談を承ります。

### 彦根出張相談窓口

資金繰り等金融相談全般を承ります。

彦根商工会議所

◇受付時間

10:00~12:00/13:00~15:00

◇毎月第2水曜日(祝日の場合は翌営業日)

### 長浜出張相談窓口

長浜ビジネスサポートセンター(ミーティングルーム)

◇受付時間

10:00~12:00/13:00~15:00

◇毎月8日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

資金繰り相談、創業相談等、保証相談全般

◇毎月18日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

創業相談会※要予約

## 創業サポート研修の開催

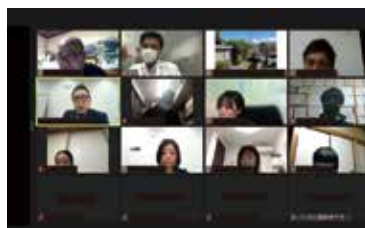
大津商工会議所と共同開催で、「創業サポート研修」を開催しました。

本研修は、大津商工会議所による主催が3回、当協会による主催が3回の合計6回で開催した研修です。当協会が主催した3日間では、計33名の方にご参加いただきました。

研修後に行ったアンケートでは、「これから開業するにあたり、今すべきことが見つかった」「経営に関して自分が全然知らなかった知識が増えた」「わかりやすく勉強になった」などのお声をいただきました。



令和3年7月7日開催  
講師：伊藤 友重氏



令和3年11月26日開催(オンライン)  
講師：中西 知行氏



令和4年3月11日開催  
講師：松田 茂氏

# 経営支援・再生支援

## 中小企業支援ネットワーク

### 滋賀県再生支援連絡会議（全体会議）開催

#### 全体会議

令和4年1月27日(木)、オンラインにて、滋賀県再生支援連絡会議(全体会議)を開催しました。

会議には当協会4名、11金融機関および17関係機関から合計31名の方にご出席いただきました。

今後も、本会議を通して関係機関との連携強化、幅広い情報交換等を行います。



### 経営サポート会議開催

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業の方の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するために開催しています。

【令和3年度開催回数】 36回

## 経営安定化支援事業

### 専門家（中小企業診断士）の派遣

当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者のお客様の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断を行い経営に関する様々な助言を行います。

「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」「フォローアップコース」「チャレンジコース」「IT入門コース」と企業の経営課題に合わせた6つのコースを実施しました。

令和3年度 実績	経営診断	経営改善計画策定
経営安定化支援事業	62企業	8企業



## パンフレットの作成

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまへ、事業計画の策定や事業承継等に関する経営支援メニューを紹介するパンフレットを作成しています。HPにも掲載していますので、ご興味のある方は下記QR<sup>®</sup>よりぜひご覧ください。



# 令和3年度の主な活動

4

April

## SDGsトライアル保証・SDGsステップアップ保証の創設

中小企業者が持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をESG投資に近い形で供給することにより目標達成を応援し、もって中小企業者の企業価値の向上に資することを目的にSDGsトライアル保証を創設いたしました。

併せて、SDGs達成に向けた取り組みを積極的に行う中小企業者、また地域社会の形成に積極的に取り組む中小企業者の資金繰りを応援することで、持続可能な社会の実現に寄与するとともに中小企業者の企業価値の向上に資することを目的にSDGsステップアップ保証を創設いたしました。



令和3年度の主な取り組み

5

May

## 第34回 金融機関感謝状贈呈

前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。

例年は、贈呈式を開催し、滋賀県・地元金融機関等からのご来賓のご臨席を賜っておりましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の懸念から当日の開催を中止し、金融機関本部を通じて各営業店へ感謝状をお渡しすることとなりました。

6

June

## 外部評価委員会の開催

令和3年6月17日(木)、外部評価委員会を開催し、令和2年度経営計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さまから各部門の経営実施状況やコンプライアンスの取り組みに関して貴重なご意見を頂きました。



11

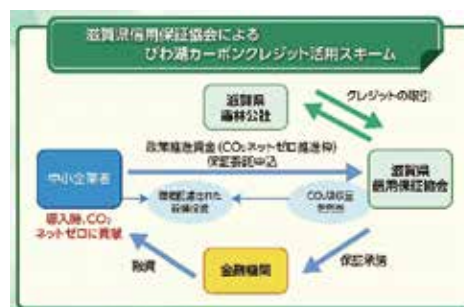
November

## 「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定締結

令和3年11月1日(月)、滋賀県のしがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントに賛同するとともに、令和3年度アクションプランに掲げる「循環共生型社会への貢献」の具体的な取り組みの一環として、一般社団法人滋賀県造林公社との間で「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定を締結しました。

保証利用に応じて当協会が県造林公社からびわ湖カーボンクレジットを購入することで、中小企業のカーボンオフセットを図り、県の森林保全とCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けた取り組みを推進していきます。

令和3年11月27日(土)には、第72回全国植樹祭カウントダウン200日前イベントにおいて、当協会のびわ湖カーボンクレジットの取り組み推進に対し、三日月大造滋賀県知事からお礼状をいただきました。



11  
November

## 第30回金融機関対象信用保証業務基礎講座 開催

令和3年11月5日(金)および11月10日(水)、第30回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催しました。

この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員(職員)の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に配慮し、オンライン開催といたしました。

従来であれば、午前が講義、午後は班別に分かれて保証審査の班別演習を行う2部構成となっていますが、今年度は、講義部分をYouTubeで限定公開し当日までに各自で視聴・学習していただく形を取り、当日はZoomで班別演習のみ行いました。



12  
December

## 飲食・サービス・小売業のためのオンラインセミナー『集客・販促に役立つSNS活用』開催

令和3年12月8日(水)、飲食・サービス・小売業のためのオンラインセミナー『集客・販促に役立つSNS活用』～すぐ実践できる売上アップのコツ～を開催しました。

グラスハパコンサルティング株式会社の中野雅公氏を講師としてお迎えし、SNSで成果を出すポイントや事例紹介、LINEを活用した顧客関係性の構築についてわかりやすくご講義いただきました。セミナーは、38名の方にご参加いただき、新型コロナウイルス感染症に配慮してZoomで開催いたしました。

セミナー後に行ったアンケートでは、「具体的に効果が出た事例などを用いながら説明していただき分かりやすかった」「SNS運用にあたり企画案などが浮かんだので早速行動に移したい」「新しい情報を収集できた」とのお声をいただきました。



12  
December

1  
January

## 1day仕事体験 開催

令和3年12月10日(金)および令和4年1月21日(金)の2日間、1day仕事体験を開催し、計29名の大学生の方にご参加いただきました。

当日は信用保証協会の業務概要、保証部の業務説明、経営支援部の業務を体験するグループワーク、先輩職員との座談会を行いました。

グループワークでは、参加者同士で活発な意見交換が行われ、積極的に発表をする姿が見られました。



## 広報活動

中小企業・小規模事業者の皆さまに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。

### ホームページ

当協会の概要、日々の活動、保証制度のご案内など、最新情報を、ウェブアクセシビリティに配慮して、ご紹介しています。

今後も、皆さまのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。

<https://www.cgc-shiga.or.jp>



### LINEの活用

中小企業の皆さまに役立つ情報を随時配信しています。ぜひお友達登録をお願いします。

お友達数：1,008人(R4.8時点)



LINE ID:@cgc-shiga

## 各種広報物の発行



### ●MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。統計データや制度創設など、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



### ●信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。

表紙は巻末記事「選ばれる企業ははじめてる ESGをビジネスに」で取材させていただいた中小企業者さまの写真を採用しています。

中面では、当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた特集「湖国で輝く企業を訪ねて」、「アナタのお店を紹介します!」、「ミライレポート～SDGs企業に学ぶ～」、「選ばれる企業ははじめてる ESGをビジネスに」など、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。



# SDGs未来都市、滋賀県の一員として 持続可能な社会の実現に向けて以下

3つの課題解決 当協会が目指すSDGs達成への目標

経済課題への  
取り組み

中小企業の持続可能な  
経営に寄与する  
信用保証



ポストコロナの新常態で加速する社

経営者保証ガイドラインを活用し、

地域経済活性化に  
向けた経営支援



経営基盤の脆弱な創業者をきめ細か

持続可能な企業経営につながる経営

関係機関との  
パートナーシップ



金融機関や中小企業支援機関、地方

社会課題への  
取り組み

包摂性と強靭性を  
両立した協会経営



ダイバーシティ経営の一環として、専門



誰もが分け隔てなく暮らせる社会を



BCPの強化、大規模な災害、パンデ

環境課題への  
取り組み

循環共生型社会  
への貢献



グリーンボンドに限らず各種SDGs



リモート面談・会議の活用や業務の



びわ湖カーボンプレジットを活用し



# て令和3年度、 のとおり取り組みます

令和3年4月1日策定

## 当協会の具体的な取り組み

会的課題の解決に向けた中小企業のトライアルを、SDGs関連保証で応えます

中小企業経営者の思い切った事業展開やイノベーションを後押しします

くフォローし、地域経済の新たな担い手として支援します

支援や事業承継支援、経営者の再チャレンジ支援を強化します

自治体とのパートナーシップを深め、滋賀県経済の振興発展に貢献します

外部研修への参加や管理職への登用機会の均等に努め、女性のエンパワーメントに注力します

目指し、地域のSDGsに関連する活動に参画します

ミックが発生した時においても正常に機能するレジリエントな組織を目指します

債を新たに購入し、課題解決に向けた取り組みに投資します

デジタル化を進め、生産性の向上と省エネ・働き方改革に努めます

たCO<sub>2</sub>排出削減や地球環境・人・社会・地域にやさしいエシカル消費を実践します

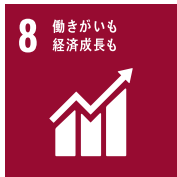




# 滋賀県信用保証協会

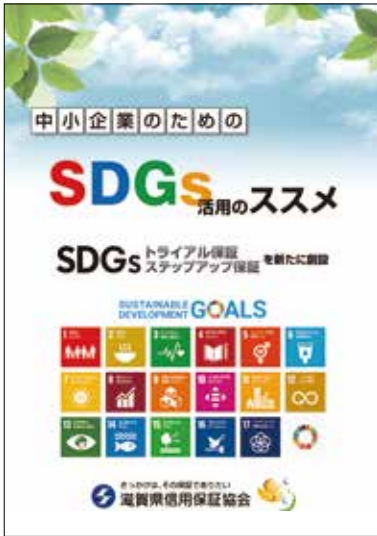
このレポートは令和3年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策

令和3年度の主な取り組み



## 社会的課題の解決に向けた中小企業者の トライアルを信用保証で後押し

令和3年4月に新たに「SDGsトライアル保証」「SDGsステップアップ保証」を創設しました。ポストコロナの新常態で加速する社会的課題の解決に取り組む中小企業者のトライアルを信用保証で後押ししました。



### 令和3年度 保証承諾実績

SDGsトライアル保証	12件	7千万円
SDGsステップアップ保証	36件	5億7千万円



## 関係機関とのパートナーシップを強固に

金融機関や中小企業支援機関、地方自治体と連携してコロナ関連保証の対応とアンケートによる個別相談およびフォローアップ面談を行いました。

また、滋賀県中小企業再生支援協議会と連携して新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールを活用してコロナの影響で業況が悪化した中小企業者の資金繰り確保を支援しました。

さらに事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継個別相談会を実施しました。



## 持続可能な中小企業経営に向けた金融支援

中小企業者のご希望に応じて金融機関と一緒にフォローアップ面談を行い、中小企業者の個々の経営課題や悩みに応じた経営支援を迅速に行いました。

また、専門家派遣事業において、中小企業診断士の経営診断時に職員が随行するとともに、経営診断後のフォローアップや経営改善計画策定に参画するなど、中小企業者に寄り添った支援を行いました。



# サステナビリティレポート2021

を選定したアクションプランのうち、特に成果が認められた内容を掲載しています。

13 気候変動に  
具体的な対策を



15 陸の豊かさも  
守ろう



## CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会を目指して



滋賀県のしがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントに賛同し、一般社団法人滋賀県造林公社との間で「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定を締結しました。

保証利用に応じて当協会が県造林公社からびわ湖カーボンクレジットを購入することで、中小企業者のカーボン・オフセットを図り、県の森林保全とCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けた取り組みを推進していきます。

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



## SDGs債購入を通じた未来への投資

東京電力、NTT、日本貨物鉄道が発行したグリーンボンドを購入し、カーボンニュートラル実現に向けた投資、再生可能エネルギーの開発・建設等に寄与しました。



1 貧困を  
なくそう



10 人や国の不平等  
をなくそう



## 誰もが分け隔てなく暮らせる社会へ



「大津・SDGs協働チャリティプロジェクト2021」に協賛し、「おつ・SDGs子ども絵画コンクール2021」で特別賞(滋賀県信用保証協会賞)を贈呈するなど、地域のSDGs活動に参画しました。



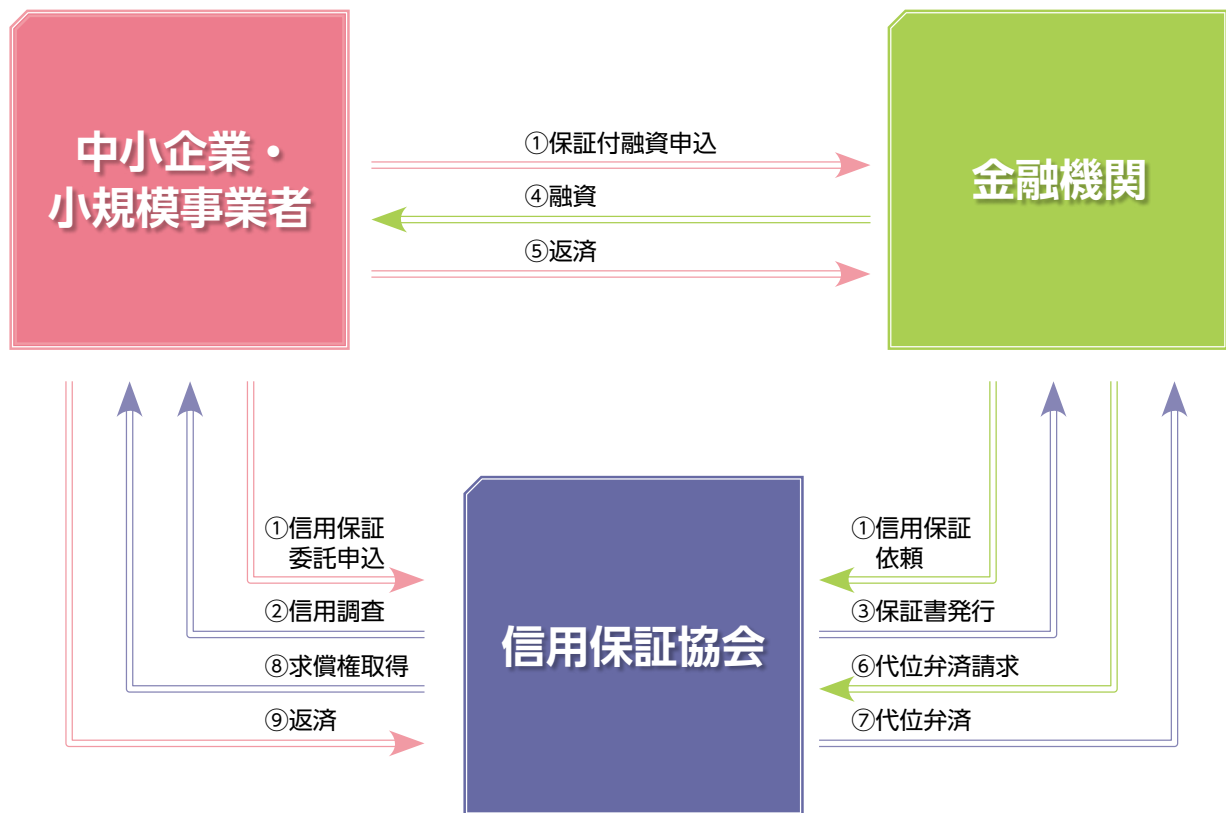
きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



# ◆◆ 信用保証の概要

## 信用保証制度のしくみ



**信用保証制度の当事者は、  
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。**

- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み(信用保証委託申込)をします。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

## 信用保険制度のしくみ



**信用保険制度の当事者は、  
日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)、信用保証協会の二者です。**

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

## ご利用いただける方

### 1. 企業規模

法人の場合は、「資本金の額(出資の総額)」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人または特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
製造業(運送業、建設業、不動産業、鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる業とする法人	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています(NPO法人を除く)。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族(有給であっても)、臨時雇用(パート・アルバイト)の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人(NPO法人)は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

(注2) 常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料(原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等)が必要です。

### 2. 所在地

#### (1) 個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

#### (2) 法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

### 3. 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

### 4. 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業、その他社会的批判を受けるおそれがあるものにおいては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類(総務省編)の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取扱いをする場合があります。

### 5. 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業(原則として売上高等が概ね60%以上の事業)の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗(一店舗)についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書(信用保証委託申込書記載)をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

## 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担(代位弁済)等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率(%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2)「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

(注3)「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

# 主な保証制度

(令和4年8月現在) ※詳細は当協会HPをご覧ください。

## 1.創業期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
開業資金保証 (創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 2,500万円	1.00%	1.00% 一般保証 0.37~1.82%	7年以内 (1年)
開業資金保証 (創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金保証(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% 一般保証 0.00~1.32%	
開業資金保証 (女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 1,000万円	0.70%		

## 2.持続的発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間		
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業の方 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内		
当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	2億8,000万円		0.39~1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年		
事業者カードローン 当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	100~2,000万円					
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	50~500万円 ※白色申告の 個人事業者は 50~200万円	金融機関 所定	0.35~1.80%	運転・設備 2年		
短期継続 融資保証 (ケイソク)	(通常枠)	資本性に近い資金供給をお求めの方			1,500万円	0.45~1.90%	運転 12か月以内
	(税理士連携枠)	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方			通常枠と合算で 3,000万円以内		
	(金融機関 モニタリング枠)	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	2,000万円				
中小会計要領評価保証 (会計力)	税理士による月次管理をされていて、かつ中小会計要領に基づく会計処理をされている方	2億8,000万円			10年以内		
経営支援資金保証 (小規模企業者枠)	原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	1.45%	0.45~1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内		
短期事業 資金保証	通常枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方	2.20%	0.45~1.90%	1年以内		

## 3.成長発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方			0.35~1.80%	
政策推進資金保証 (がんばる企業応援枠)	保証協会付融資と金融機関プロパー融資を受け、策定した事業計画を実行することでコロナ禍からの脱却を図る方	4,000万円	1.50% 以内	0.45~1.15%	10年以内 (2年)

## 4.自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件1~4,6号 ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等	金融機関 所定	0.90%	運転 10年以内 (1年) 設備 15年以内 (1年)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5,7,8号		4億8,000万円		0.80%	

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
伴走支援型特別保証		新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、売上高等が減少する等、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方	6,000万円	金融機関 所定	0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (コロナ新規枠) (伴走支援型特別保証制度対応)		新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、売上高等が減少する等、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方で滋賀県が定める要件を満たす方		1.00%		10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (コロナ借換枠) (伴走支援型特別保証制度対応)		新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、売上高等が減少する等、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方で滋賀県が定める要件を満たす方		1.50%		
短期事業 資金保証	コロナ枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を直接または間接に受けている方	1,000万円	2.20% 以内	0.225~0.95%	1年以内
	原油価格・ 物価高騰 対応枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方であって、原油価格や原材料価格の上昇による影響を直接または間接に受けている方				

### 5.経営改善・再生支援に関する保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画をもとに事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (再生支援枠)		【新規・一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす新規融資が必要な方	1億円	金融機関 所定	0.37~1.82%	10年以内 特に認める場合 15年以内(5年)
		【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.20%	

### 6.事業承継に関する保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
事業承継特別保証 ♡財務要件あり ♡連帯保証人不要		一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者の方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 経営者保証COの確認を 受けた場合0.20~0.45%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
経営承継借換関連保証 ♡財務要件あり ♡連帯保証人不要		経営者が経営者保証を提供していることにより事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者の方	2億8,000万円			
政策推進資金保証 (事業承継枠)		安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45~1.20% 経営者保証COの確認を 受けた場合0.20~0.45%	10年以内 (事業承継特別保証利用の場 合は据置期間2年以内、それ 以外は1年以内)
事業承継サポート保証		持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内

### 7.本業を通じたSDGs達成のための保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGsトライアル保証		本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.25~1.70%	初年度~3年目 短期12ヶ月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証		SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25~1.70%	運転 10年以内 設備 15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠)		県が行う「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメントの取り組みに賛同するとともに、一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は 8,000万円)	1.00%	0.00~1.40%	設備 10年以内 (2年)
政策推進資金保証 (SDGs推進企業応援枠)		SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者の方	1億円	1.25%	0.45~1.90%	運転 5年以内 設備 10年以内

## 責任共有制度のしくみ

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

### 責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

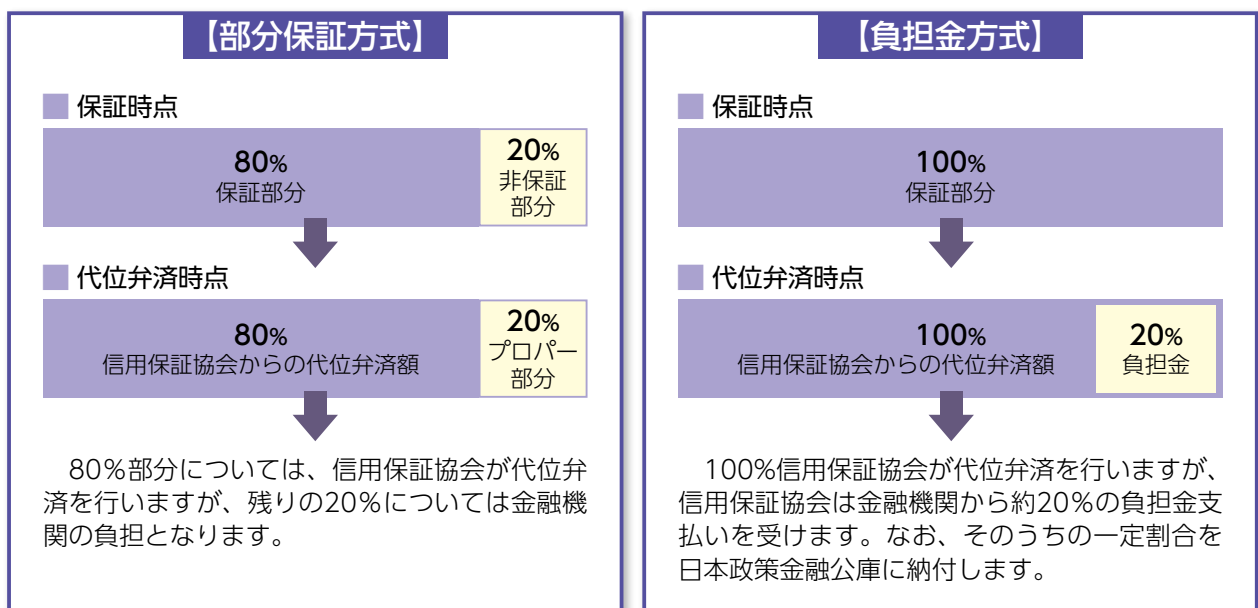
#### 【部分保証方式】

貸付金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

#### 【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

(注) 部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



### 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

#### 【責任共有対象外の主な保証制度】

- ・ 小口零細企業保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 経営安定関連保証 (セーフティネット保証1~4, 6号)
- ・ 危機関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証 (再挑戦支援保証含む)
- ・ 事業再生保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 破綻金融機関等関連特別保証 (中堅企業特別保証)



# ◆◆ コンプライアンス

## コンプライアンス態勢

滋賀県信用保証協会は社会的使命と公共性に鑑み、コンプライアンス(法令遵守等)の徹底を図り、将来にわたって協会業務のより一層の信頼確保に努めます。

### 基本姿勢

#### (1) 真に必要とされる信用保証の推進

中小企業基本法の基本理念のもと、事業の維持創造発展に努める中小企業者に対して真に必要とされる信用保証を通じ、金融の円滑化に努め、地域の産業振興と経済の発展に寄与します。

#### (2) 透明かつ効率的業務運営の確保

わが国の経済活動を常に見極め、さらに金融情勢を分析し、経営内容を可能な限り開示する姿勢で協会の秩序ある活動を維持し、透明かつ効率的な業務運営に努めます。

#### (3) 法令の遵守

執務指針として定める「公平・懇切・正確・迅速」を旨とし、信用保証協会法をはじめ各種関係法令を役職員一人ひとりが厳格に遵守することを自覚し、事業の健全運営に努めます。

#### (4) 反社会的勢力との対決

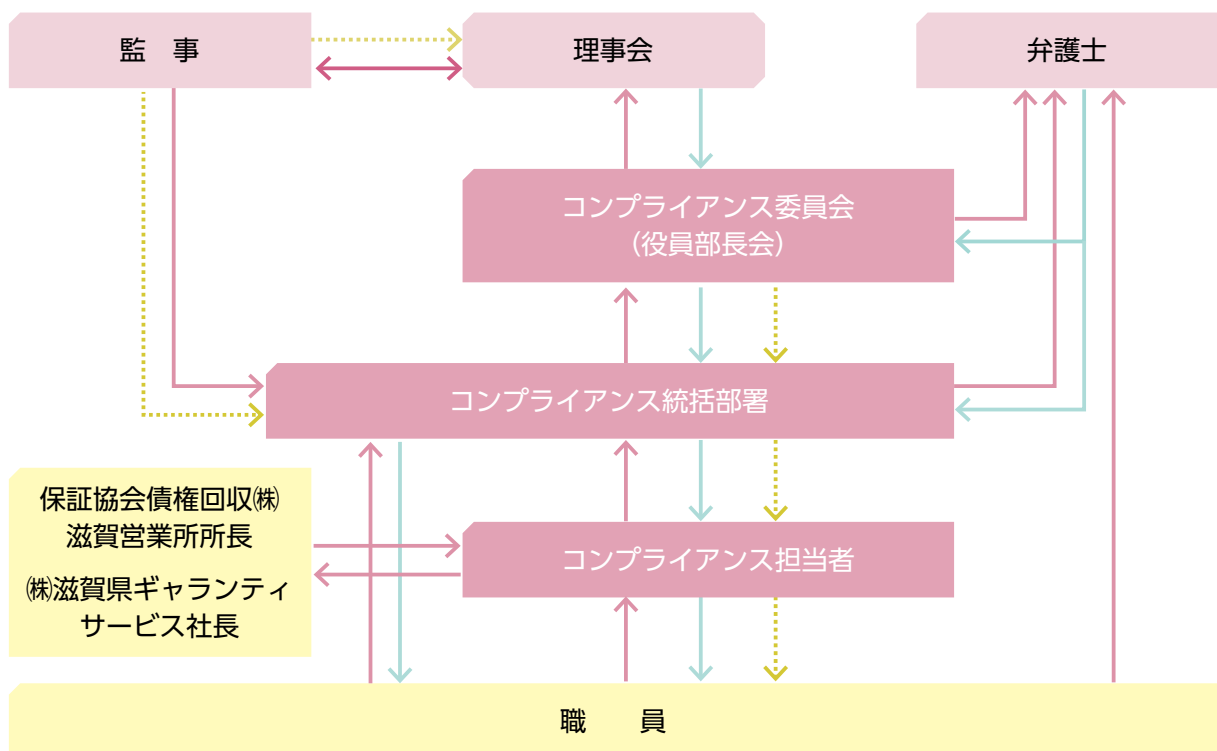
社会的に批判を受ける反社会的勢力に対しては断固として排除します。

#### (5) 地域社会への貢献

社会規範のもと、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

## コンプライアンス組織体制図

(令和4年4月1日現在)



- 報告・連絡・相談
- 指示
- 調査・チェック

コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス委員会、統括部署、およびコンプライアンス担当者を設置しています。

なお、外部に報告相談窓口として弁護士窓口を設けています。

## 個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参(または郵送)ください。

**(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止**

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

**(8) 質問・苦情について**

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

**(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口**

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

**住 所** : 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階  
**電話番号** : (代表)077-511-1300

**担当窓口**

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分
保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援・経営相談チームによる経営支援
	保証第2課	077-511-1322		保証・契約・担保等事務管理
	事務統括課	077-511-1325		創業申込審査・創業支援・創業相談
	創業支援室	077-511-1320		経営改善支援・再生支援・事業承継支援
経営支援部		077-511-1323	077-521-2189	求償債権管理・回収
管理部	管 理 課	077-511-1330		延滞債務管理・代位弁済
	調 整 課	077-511-1340		人事・庶務・経理
総務企画部	総 務 課	077-511-1300	077-521-2189	保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
	企 画 デジタル課	077-511-1310		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等
	システム課	077-511-1315		

反社会的勢力  
とは、取引  
いたしません。



信用保証委託契約書に  
反社会的勢力の排除条項を  
盛り込んでいます。

信用保証協会  
警察庁

信用保証協会及び、中小企業連合会が代表者として定められた公的機関です。

## 当協会は、 反社会的勢力等とは 取引いたしません。

### 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等排除の取り組みとしまして、リーフレットやポスターを作成し、中小企業・小規模事業者および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力等に関する内部研修を行い、反社会的勢力等への適切な対応等について知識を深めています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全役職員一丸となり取り組んでまいります。

### 反社会的勢力等の排除

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
- ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき
- ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき

## ◆◆ 組織体制

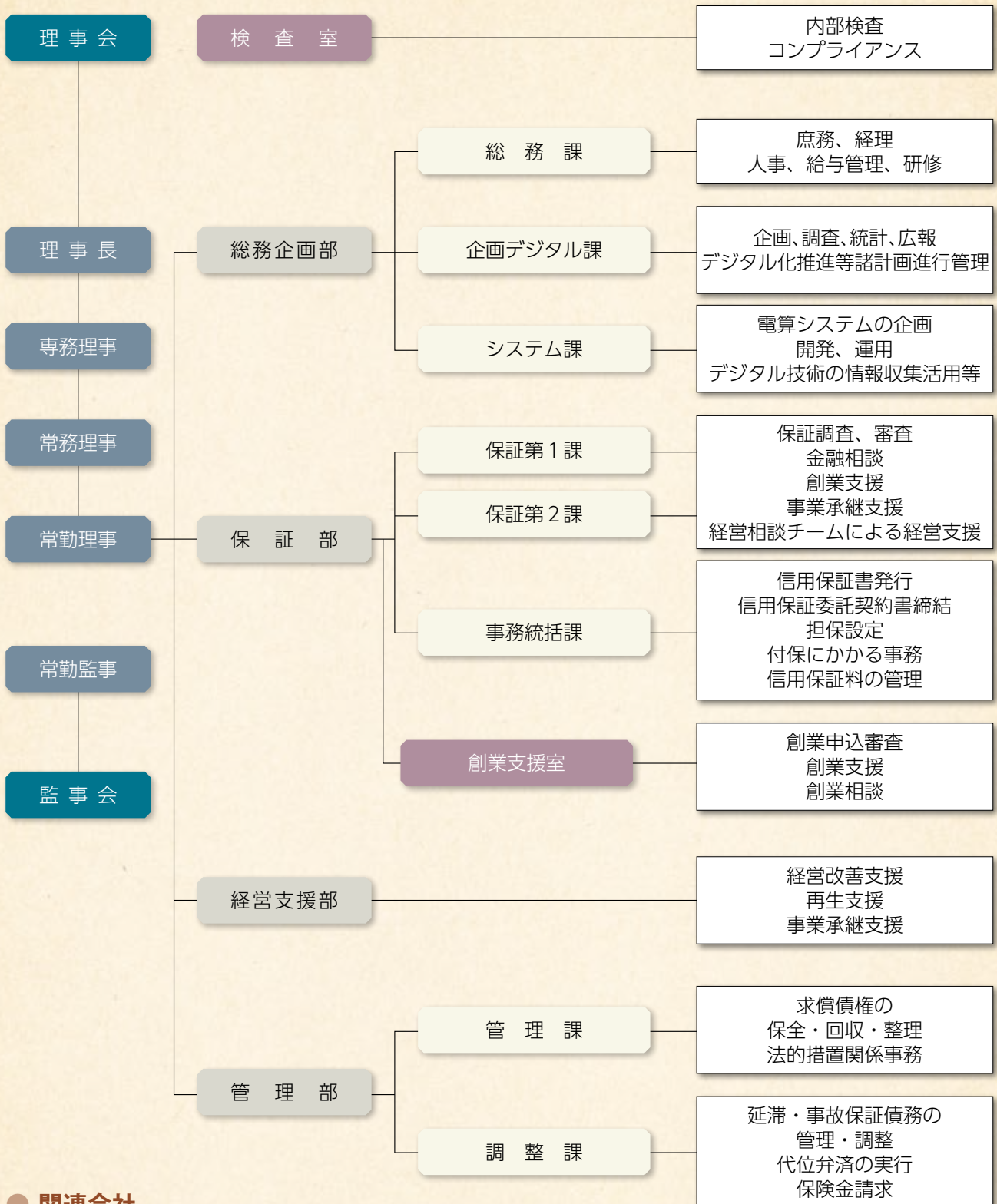
### 役員名簿

(令和4年6月29日現在)

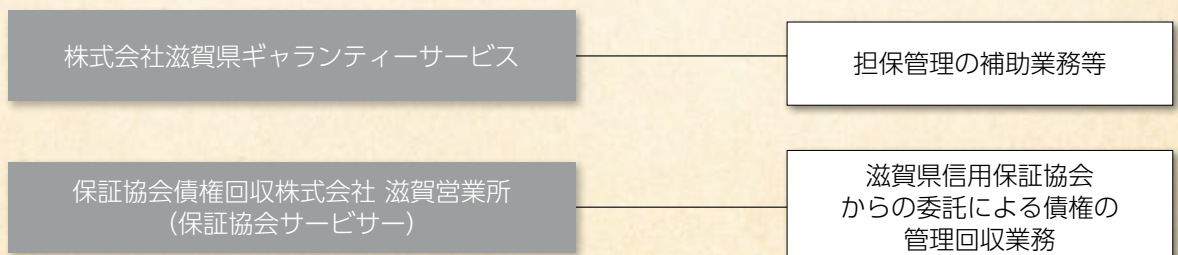
役職名	氏名	備考
理事長	西嶋 栄治	常 勤
専務理事	木下 繁樹	常 勤
常務理事	小田 信一	常 勤
理 事	北川 正義	常 勤
理 事	青木 和夫	滋賀県信用組合協会会長
理 事	浅見裕見子	滋賀県商工観光労働部長
理 事	石井 太	滋賀経済産業協会会長
理 事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長
理 事	岩永 裕貴	滋賀県市長会
理 事	大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会理事
理 事	河瀬 隆雄	滋賀県総務部長
理 事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
理 事	上西 保	滋賀県商工会連合会会長
理 事	大道 良夫	滋賀銀行相談役
理 事	田邊 功	滋賀県信用金庫協会会長
理 事	千代 博	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理 事	橋本 和正	関西みらい銀行会長
理 事	和久 大輔	商工組合中央金庫天津支店長兼彦根支店長
監 事	中堀 孝彦	常 勤
監 事	中 睦	弁護士
監 事	藤 崇之	公認会計士

# 組織機構図

(令和4年4月1日現在)



## ● 関連会社



組織体制

## 事務所のご案内

### ◆ 担当窓口一覧

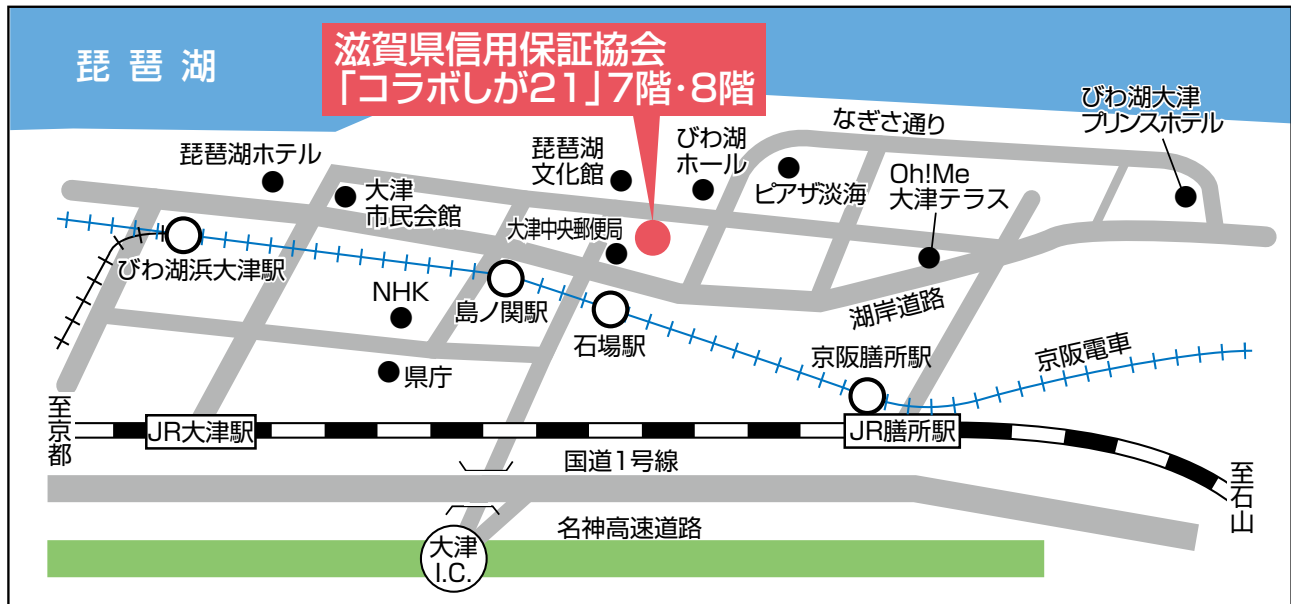
部署名		直通電話番号	F A X	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援・経営相談チームによる経営支援
		保証第2課	077-511-1322		
		事務統括課	077-511-1325		保証・契約・担保等事務管理
		創業支援室	077-511-1320		創業申込審査・創業支援・創業相談
	経営支援部		077-511-1323		経営改善支援・再生支援・事業承継支援
	管理部	管理課	077-511-1330		求償債権管理・回収
調整課		077-511-1340		延滞債務管理・代位弁済	
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画デジタル課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
		システム課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等

組織体制

### ◆ アクセス

〒520-0806

大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



JR琵琶湖線	大津駅より徒歩	約 20分
	膳所駅より徒歩	約 15分
	膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約 4分
京阪バス	京阪バス「商工会議所前」下車	約 2分

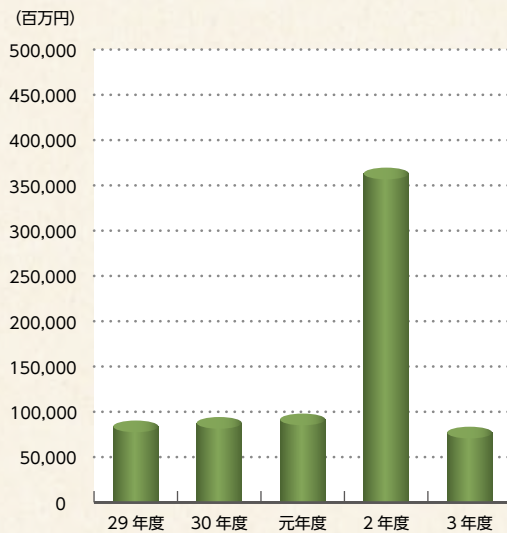
# ◆◆ 令和3年度業務実績

## 主要数値の推移

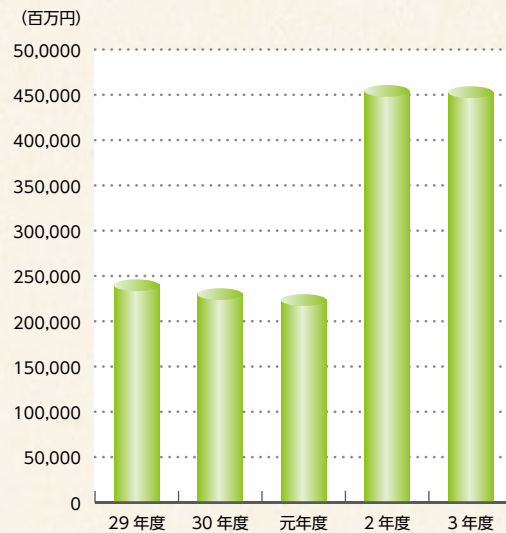
(単位：百万円・%)

項目	令和3年度実績	令和2年度実績	前年度比
保証承諾	76,853	363,509	21.1
保証債務残高	452,305	453,830	99.7
代位弁済	2,403	2,017	119.1
求償債権回収額	861	845	101.9

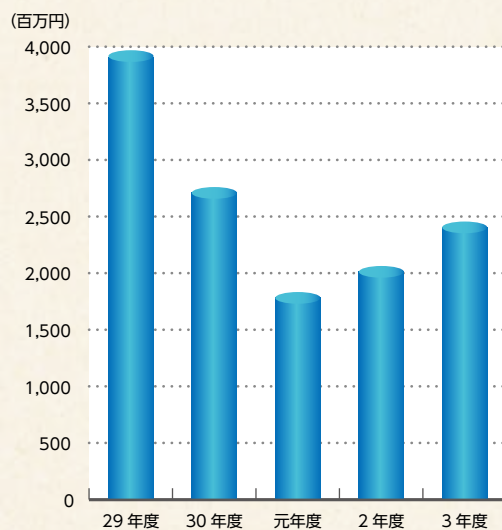
### 保証承諾



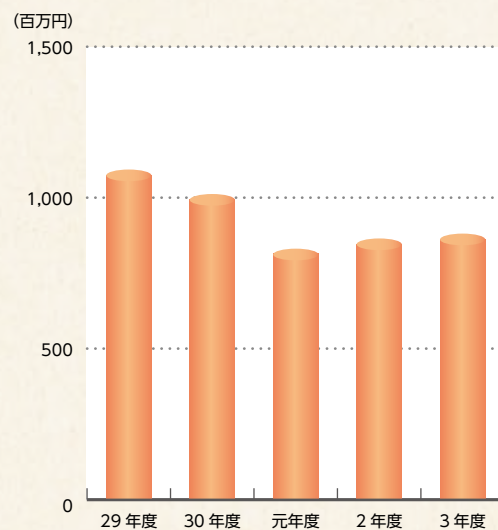
### 保証債務残高



### 代位弁済

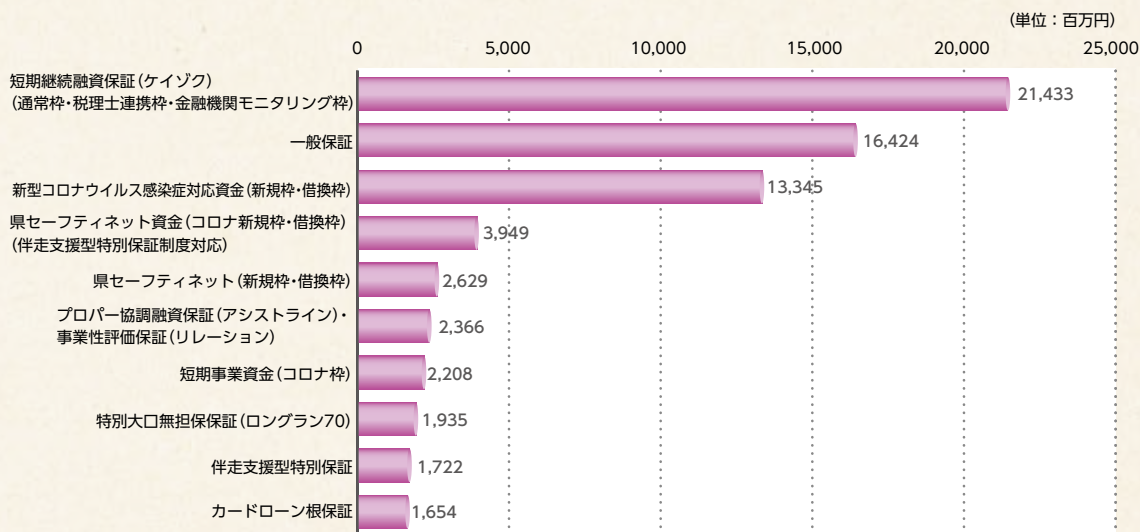


### 求償債権回収額





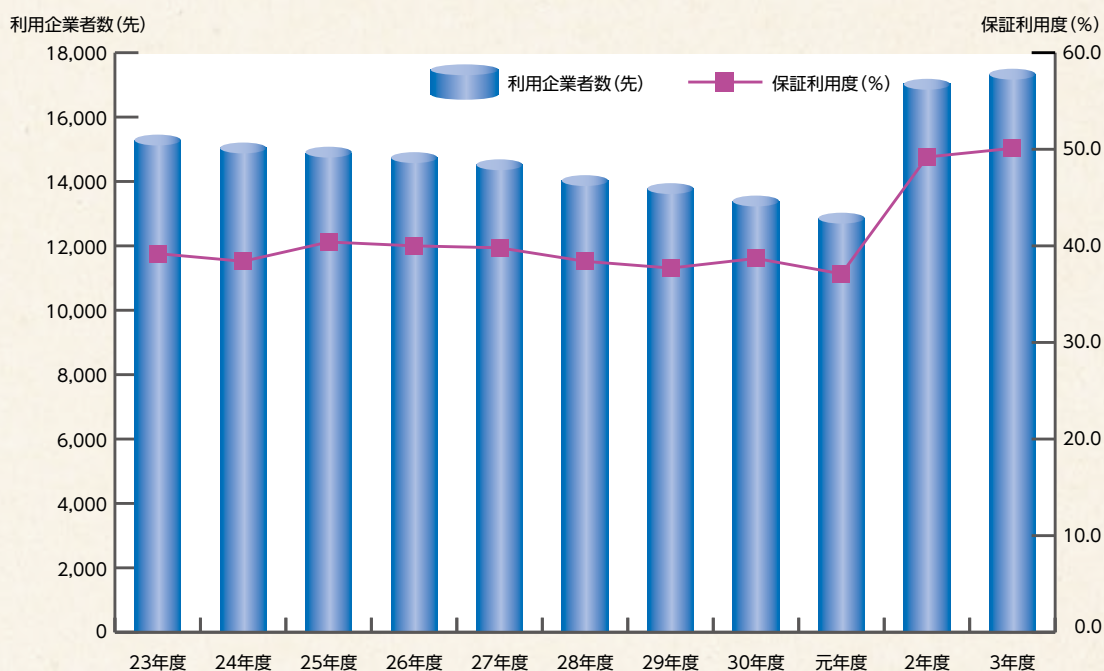
### 令和3年度 制度別保証承諾額(上位10制度)



### 県内保証利用企業者数の推移

(単位：先・%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用企業者数	15,276	15,041	14,879	14,745	14,524	14,028	13,779	13,385	12,855	17,038	17,325
保証利用度	39.2	38.4	40.4	40.0	39.8	38.4	37.7	38.7	37.1	49.2	50.1



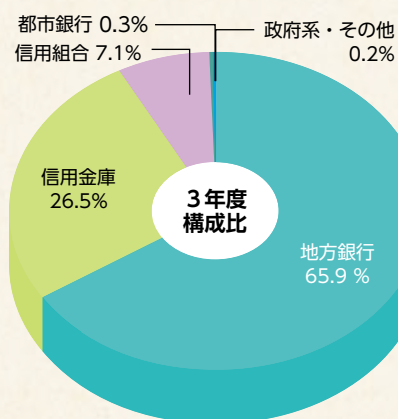
\* 保証利用度は県内中小企業者数を分母としています。

## 金融機関群別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

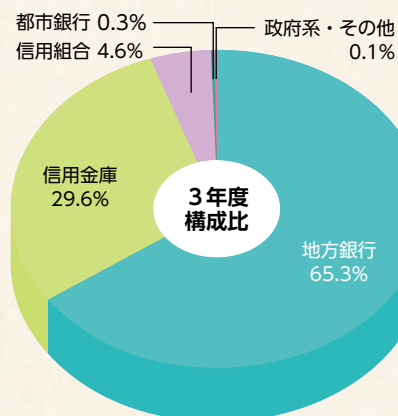
金融機関群別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方銀行	44,662	46,532	64,174	230,559	50,663
第二地方銀行	17,877	17,053	0	0	0
信用金庫	16,968	19,723	21,922	116,243	20,395
信用組合	3,257	3,634	5,042	16,107	5,436
都市銀行	526	477	394	520	215
政府系・その他	517	214	72	80	144
合計	83,807	87,632	91,604	363,509	76,853



### 保証債務残高

(単位：百万円)

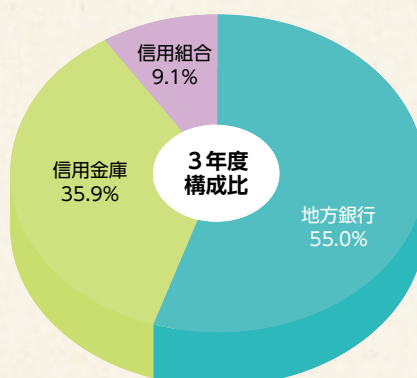
金融機関群別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方銀行	126,068	117,902	159,751	299,586	295,373
第二地方銀行	51,844	49,618	0	0	0
信用金庫	51,092	51,360	51,950	132,360	133,872
信用組合	8,254	8,503	9,436	19,536	20,863
都市銀行	2,160	1,943	1,677	1,635	1,540
政府系・その他	1,508	1,239	919	714	658
合計	240,926	230,565	223,733	453,830	452,305



### 代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方銀行	2,057	877	1,292	1,479	1,321
第二地方銀行	809	866	0	0	0
信用金庫	921	814	394	521	864
信用組合	118	158	98	15	218
都市銀行	0	0	0	1	0
政府系・その他	4	0	0	0	0
合計	3,909	2,716	1,784	2,017	2,403



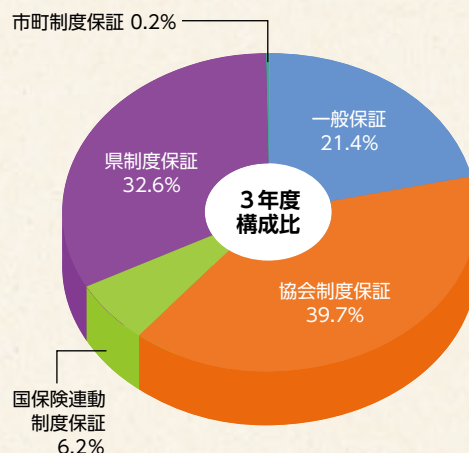
\*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 制度別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

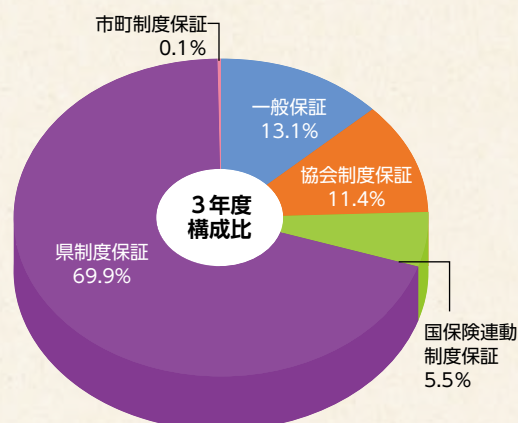
制度別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般保証	39,491	37,925	36,098	9,622	16,424
協会制度保証	28,196	36,797	42,971	27,174	30,475
国保険連動制度保証	4,204	4,793	4,533	6,207	4,779
県制度保証	11,828	7,984	7,879	320,341	25,052
市町制度保証	88	134	123	165	124
合計	83,807	87,632	91,604	363,509	76,853



### 保証債務残高

(単位：百万円)

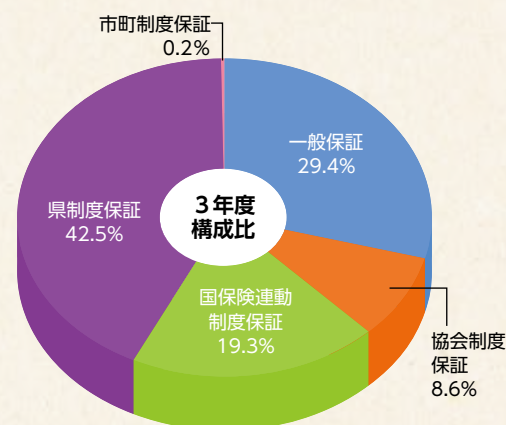
制度別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般保証	89,367	88,258	88,664	65,898	59,290
協会制度保証	50,730	59,018	64,587	54,706	51,712
国保険連動制度保証	37,164	32,171	28,657	26,876	24,845
県制度保証	63,385	50,831	41,501	305,999	316,088
市町制度保証	280	287	324	351	371
合計	240,926	230,565	223,733	453,830	452,305



### 代位弁済

(単位：百万円)

制度別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般保証	1,350	925	605	723	705
協会制度保証	347	199	238	194	208
国保険連動制度保証	1,105	719	506	566	465
県制度保証	1,094	860	435	533	1,021
市町制度保証	13	13	0	1	4
合計	3,909	2,716	1,784	2,017	2,403



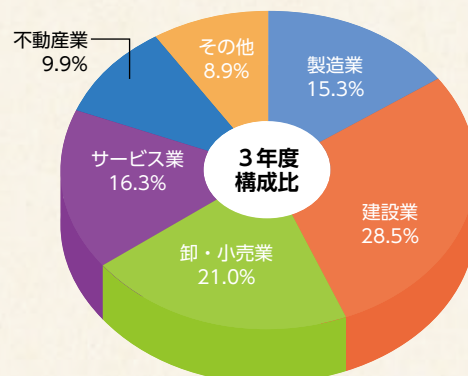
\*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 業種別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

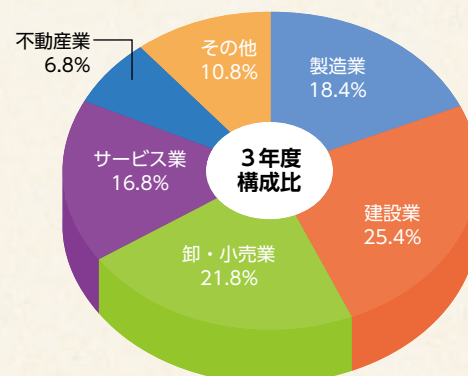
業種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
製造業	14,129	14,376	15,628	64,235	11,784
建設業	26,102	25,327	27,072	98,050	21,889
卸・小売業	18,505	17,656	19,728	79,426	16,152
サービス業	11,645	12,728	12,935	61,553	12,548
不動産業	6,072	8,323	8,384	23,262	7,646
その他	7,353	9,223	7,857	36,983	6,834
合計	83,807	87,632	91,604	363,509	76,853



### 保証債務残高

(単位：百万円)

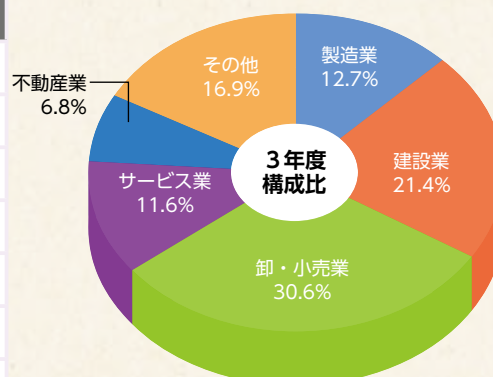
業種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
製造業	49,497	45,274	42,959	84,115	83,071
建設業	60,963	58,221	56,360	115,726	115,043
卸・小売業	53,269	50,336	48,623	98,627	98,408
サービス業	34,482	33,121	32,106	74,722	76,103
不動産業	13,449	15,337	16,618	31,009	30,819
その他	29,267	28,276	27,066	49,631	48,862
合計	240,926	230,565	223,733	453,830	452,305



### 代位弁済

(単位：百万円)

業種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
製造業	619	526	371	238	306
建設業	1,242	643	389	499	515
卸・小売業	914	898	519	556	735
サービス業	530	340	243	299	279
不動産業	215	3	14	56	163
その他	388	305	248	368	406
合計	3,909	2,716	1,784	2,017	2,403



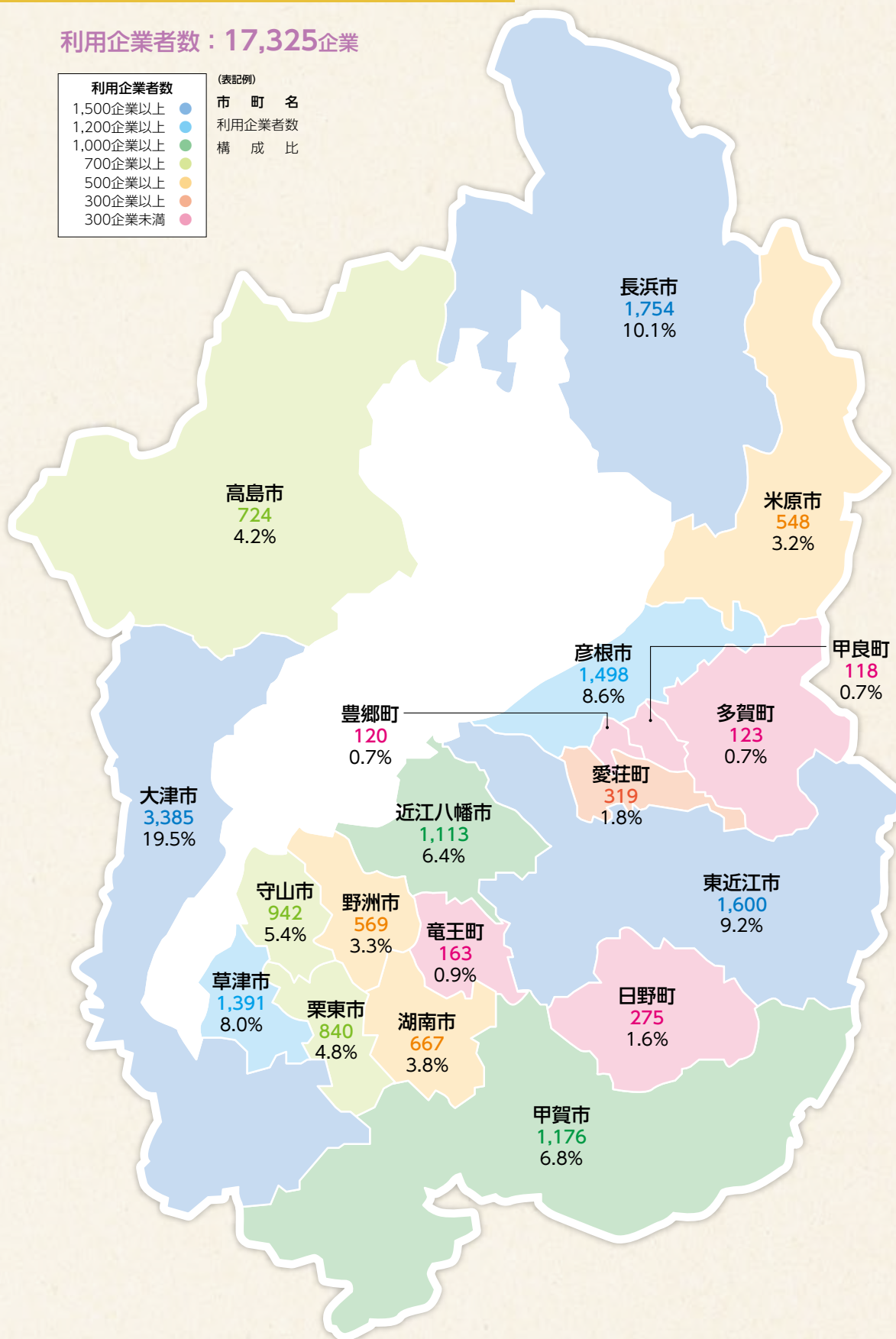
\*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 市町別保証利用企業者数 (令和3年度)

利用企業者数：17,325企業

利用企業者数	
1,500企業以上	●
1,200企業以上	●
1,000企業以上	●
700企業以上	●
500企業以上	●
300企業以上	●
300企業未満	●

(表記例)  
市 町 名  
利用企業者数  
構 成 比



## 収支計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

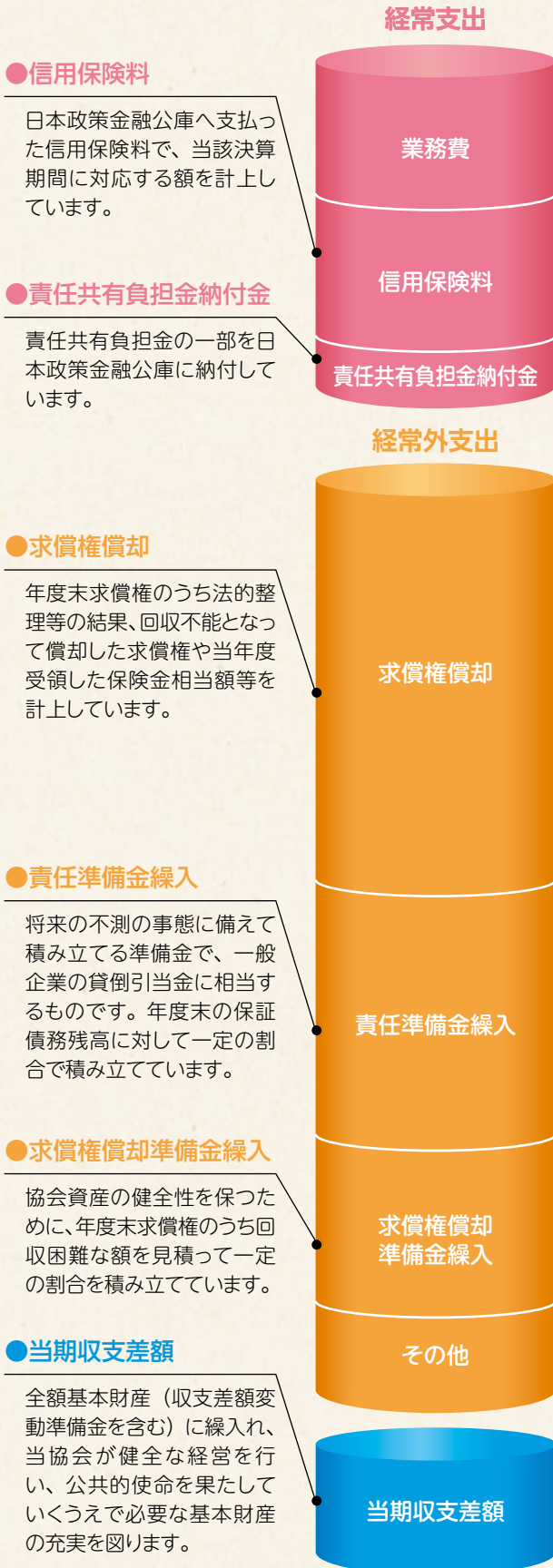
(単位:千円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経 常 支 出</b>	<b>3,009,939</b>	<b>経 常 収 入</b>	<b>5,450,412</b>
業 務 費	1,010,721	保 証 料	4,859,340
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	8,575
信 用 保 険 料	1,998,382	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	334,897
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0	調 査 料	0
雑 支 出	836	延 滞 保 証 料	0
		損 害 金	30,319
		事 務 補 助 金	7,338
		責 任 共 有 負 担 金	193,232
		雑 収 入	16,712
<b>経 常 収 支 差 額</b>	<b>2,440,473</b>		
<b>経 常 外 支 出</b>	<b>5,003,922</b>	<b>経 常 外 収 入</b>	<b>4,774,611</b>
求 償 権 償 却	2,052,252	償 却 求 償 権 回 収 金	99,228
譲 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	2,722,981
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	127,975
雑 勘 定 償 却	10,846	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,824,427
退 職 金	2,011	保 険 金	1,716,069
責 任 準 備 金 繰 入	2,718,346	損 失 補 償 補 て ん 金	108,358
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	220,120	補 助 金	0
そ の 他 支 出	347	そ の 他 収 入	0
<b>経 常 外 収 支 差 額</b>	<b>-229,311</b>		
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0		
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>2,211,161</b>		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	1,100,000		
基 本 財 産 繰 入 額	1,111,161		

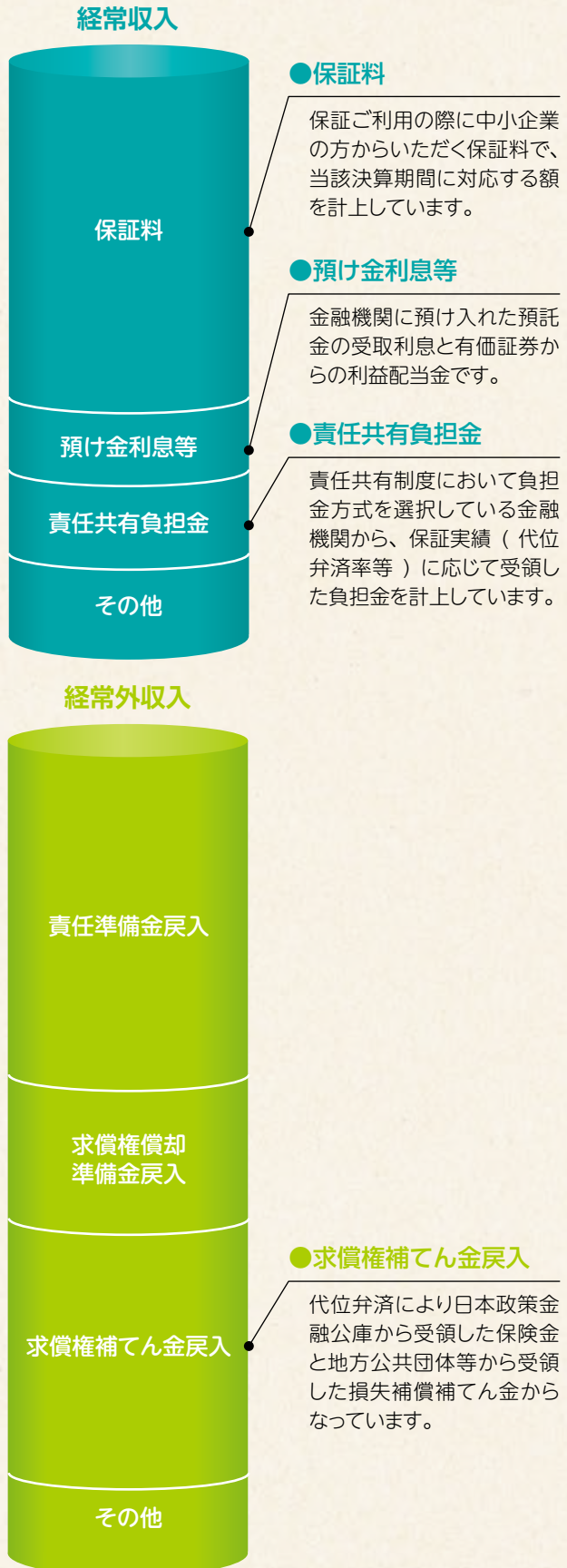
※金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

# 収支計算書の用語解説

## 支出



## 収入



## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	386	基本財産	26,406,832
現金	386	基金	7,275,230
小切手	0	基金準備金	19,131,602
預金	21,241,626	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	11,206,171
普通預金	3,022,195	責任準備金	2,718,346
通知預金	0	求償権償却準備金	220,120
定期預金	18,200,000	退職給与引当金	596,265
郵便貯金	19,431	損失補償金	1,332,937
金銭信託	0	保証債務	452,305,064
有価証券	33,986,068	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	8,983,168	損失補償補てん金	0
社債	24,990,900	借入金	0
株式	12,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	539,940	雑勘定	16,275,602
事業用不動産	460,175	仮受金	14,060
事業用動産	79,765	保険納付金	68,775
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	4,311
損失補償金見返	1,332,937	未経過保証料	16,165,005
保証債務見返	452,305,064	未払保険料	796
求償権	724,591	未払費用	22,656
譲受債権	0		
雑勘定	930,725		
仮払金	7,678		
保証金	0		
厚生基金	14,073		
連合会勘定	2,807		
未収利息	59,408		
未経過保険料	846,758		
合計	511,061,338	合計	511,061,338

## 財産目録

(令和4年3月31日現在)

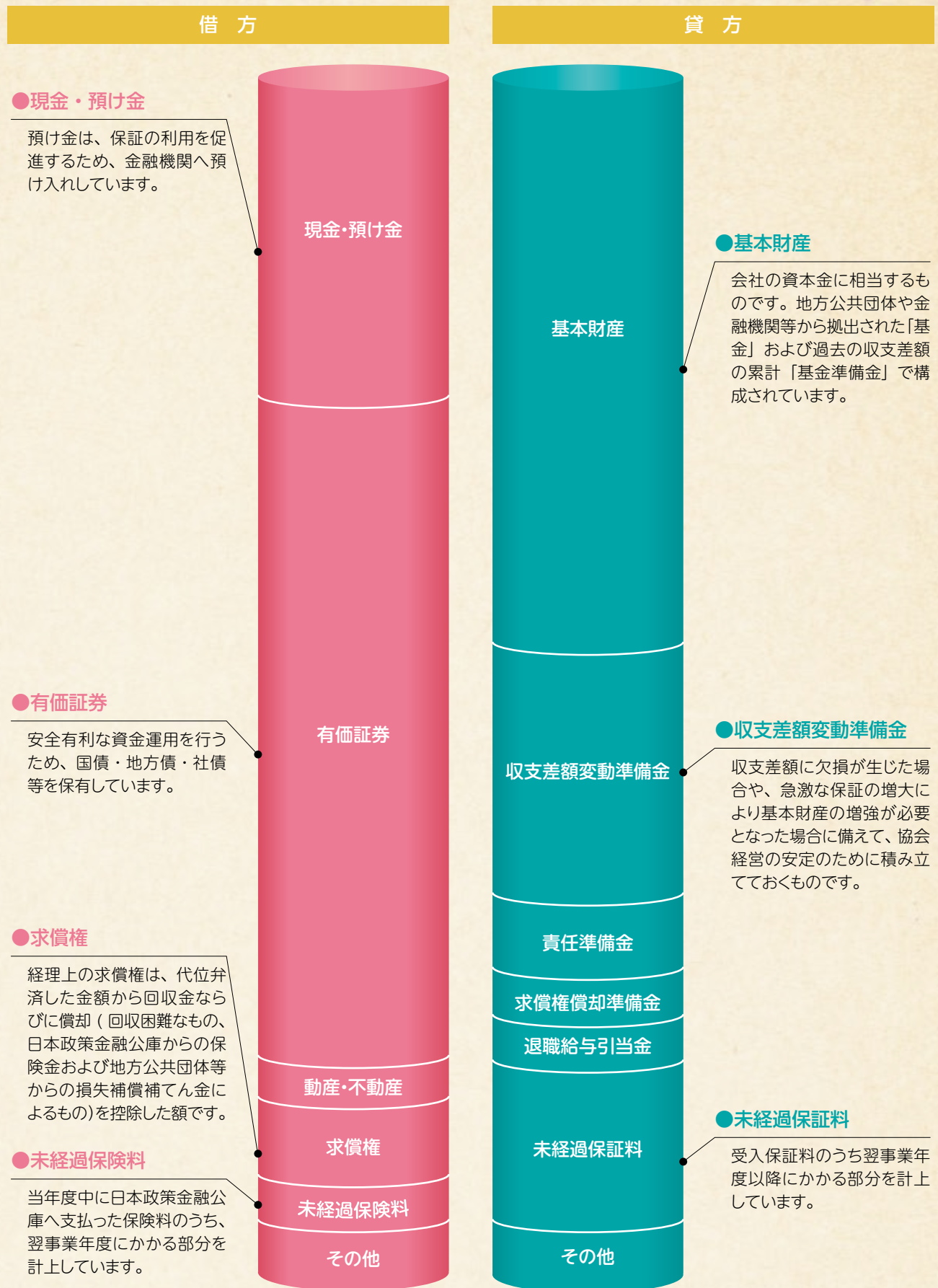
(単位:千円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	386	責任準備金	2,718,346
預金	21,241,626	求償権償却準備金	220,120
金銭信託	0	退職給与引当金	596,265
有価証券	33,986,068	損失補償金	1,332,937
その他有価証券	0	保証債務	452,305,064
動産・不動産	539,940	求償権補てん金	0
損失補償金見返	1,332,937	借入金	0
保証債務見返	452,305,064	雑勘定	16,275,602
求償権	724,591		
譲受債権	0		
雑勘定	930,725		
合計	511,061,338	合計	473,448,335
		正味財産	37,613,003

※各表の金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。



## 貸借対照表の用語解説



※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）、損失補償金見返（借方）と損失補償金（貸方）は同額のため、この表からは除いてあります。



きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**



《編集・発行》滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画デジタル課  
皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。



- 用紙: 責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
- インキ: 環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷: 有害な廃液を排出しない水なし印刷

表紙Photo提供: (公社)びわこビジターズビューロー